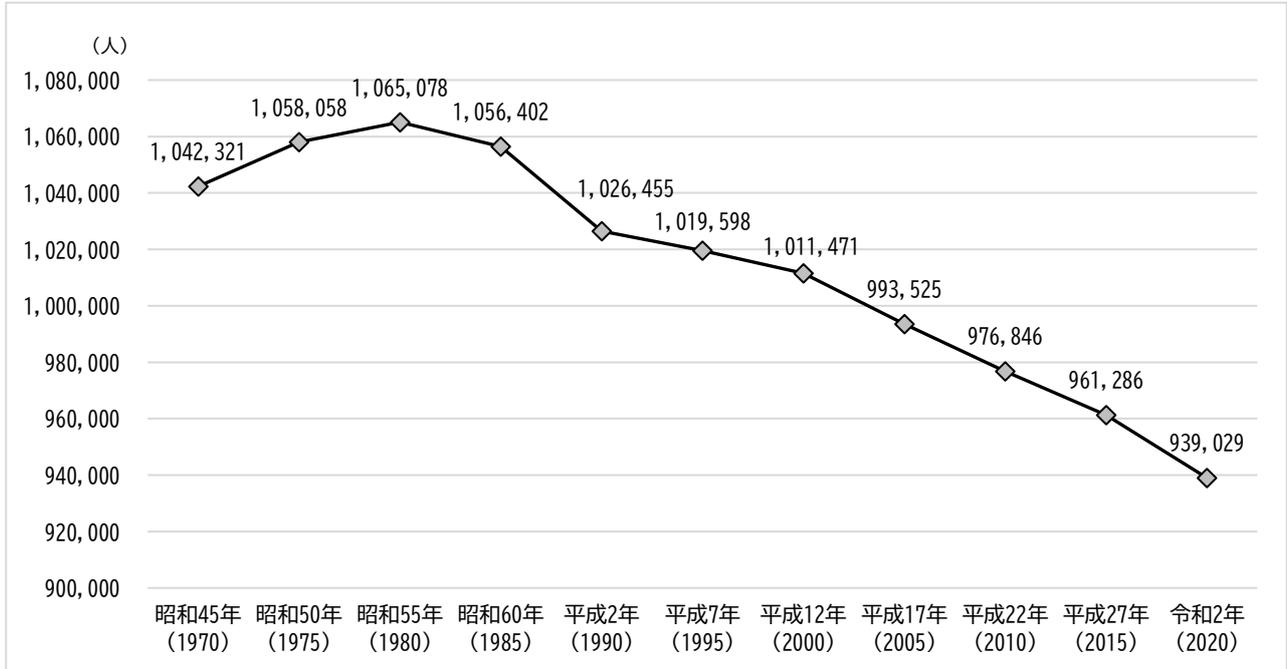


第2章 地域福祉

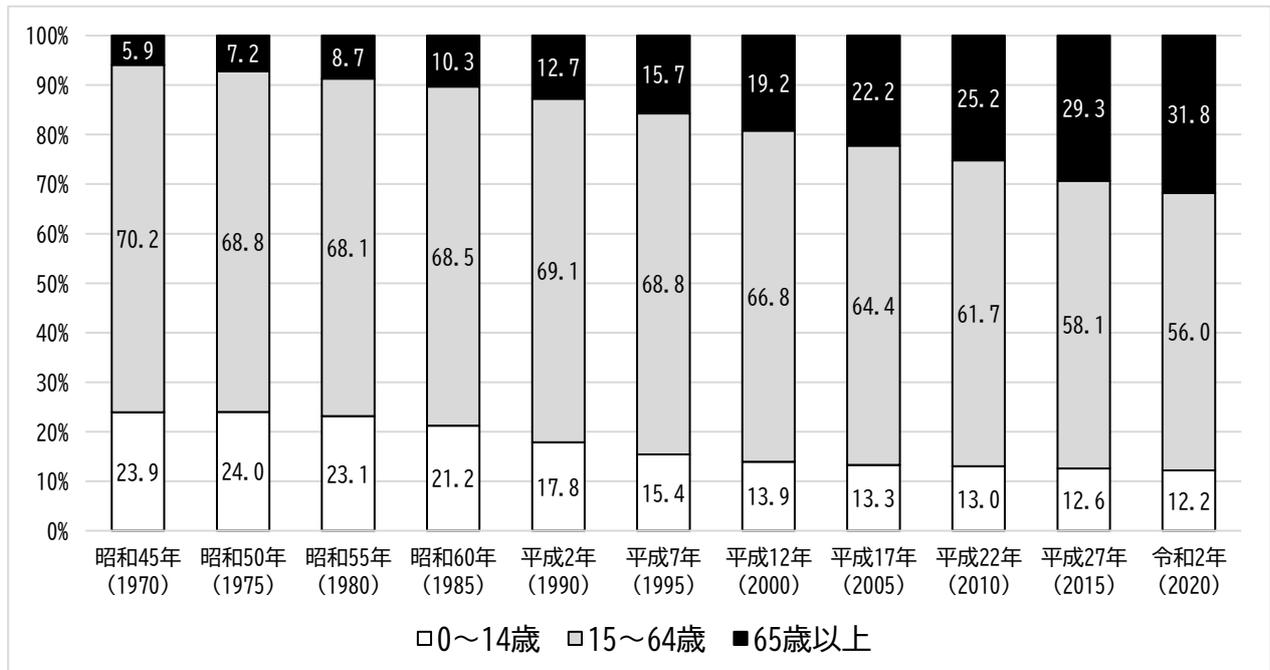
第1節 人口・世帯の状況

◆総人口の推移（北九州市）



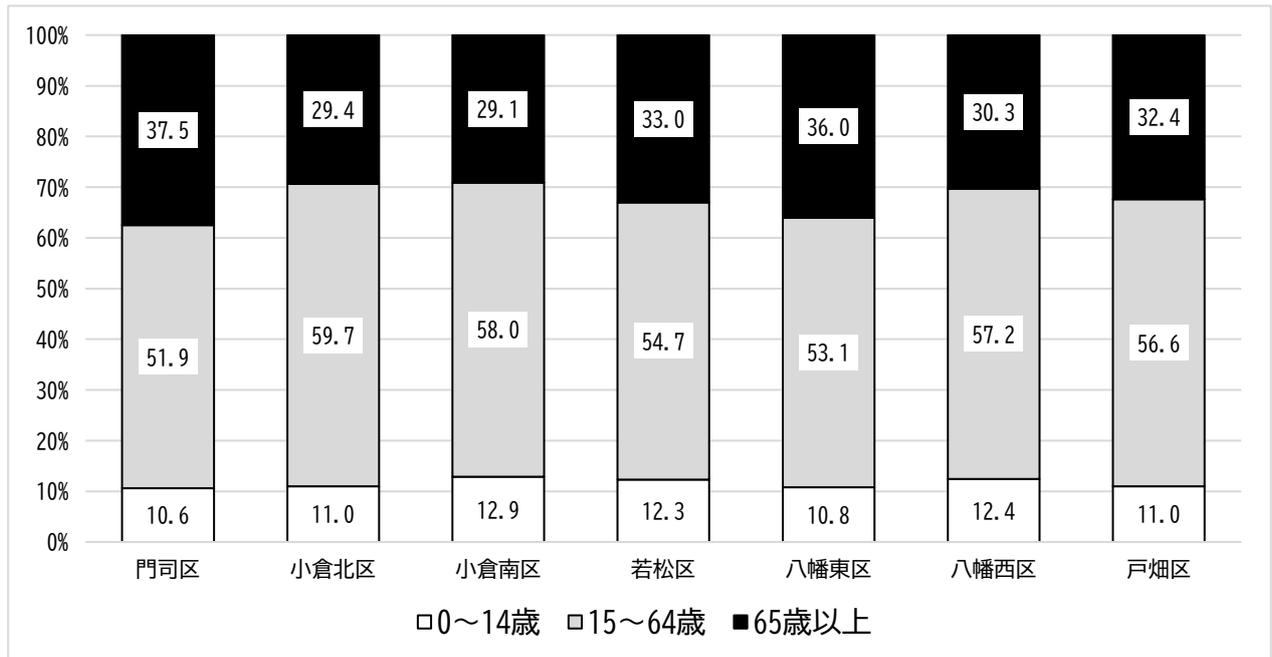
【出所】総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

◆年齢3区分別人口割合の推移（北九州市）



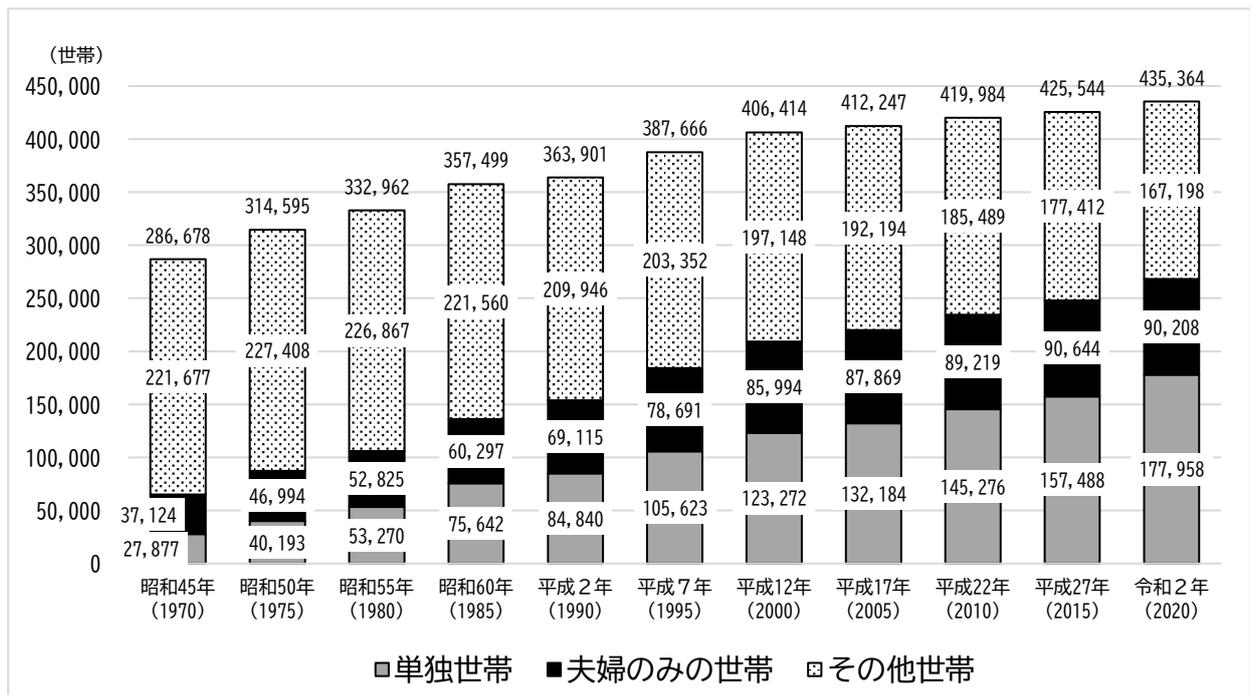
【出所】総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

◆年齢3区分別人口割合（行政区別）



【出所】 住民基本台帳（令和5（2023）年3月31日現在）

◆家族類型別一般世帯数の推移（北九州市）



【出所】 総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

1 地域共生社会の実現

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくことです。

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会の状況は大きく変化し、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域団体、福祉サービス等事業者、NPO・ボランティア団体、学校、企業など、地域で暮らし活動するすべての人々と行政が一体となって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで、地域共生社会の実現のための理念や取組みを定めるものとして、「北九州市の地域福祉 2021～2025」を令和3(2021)年3月に策定しました。

(1) 計画の位置づけ

この計画は社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、各福祉分野における共通的な事項を記載する「上位計画」です。地域福祉計画により地域の基盤づくりを進め、個別の施策や事業は各分野の計画において定め、推進していきます。

また、社会福祉協議会が中心となり策定した「北九州市地域福祉活動計画」と連携を図り、本市の地域福祉を推進していきます。

(2) 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5ヶ年です。

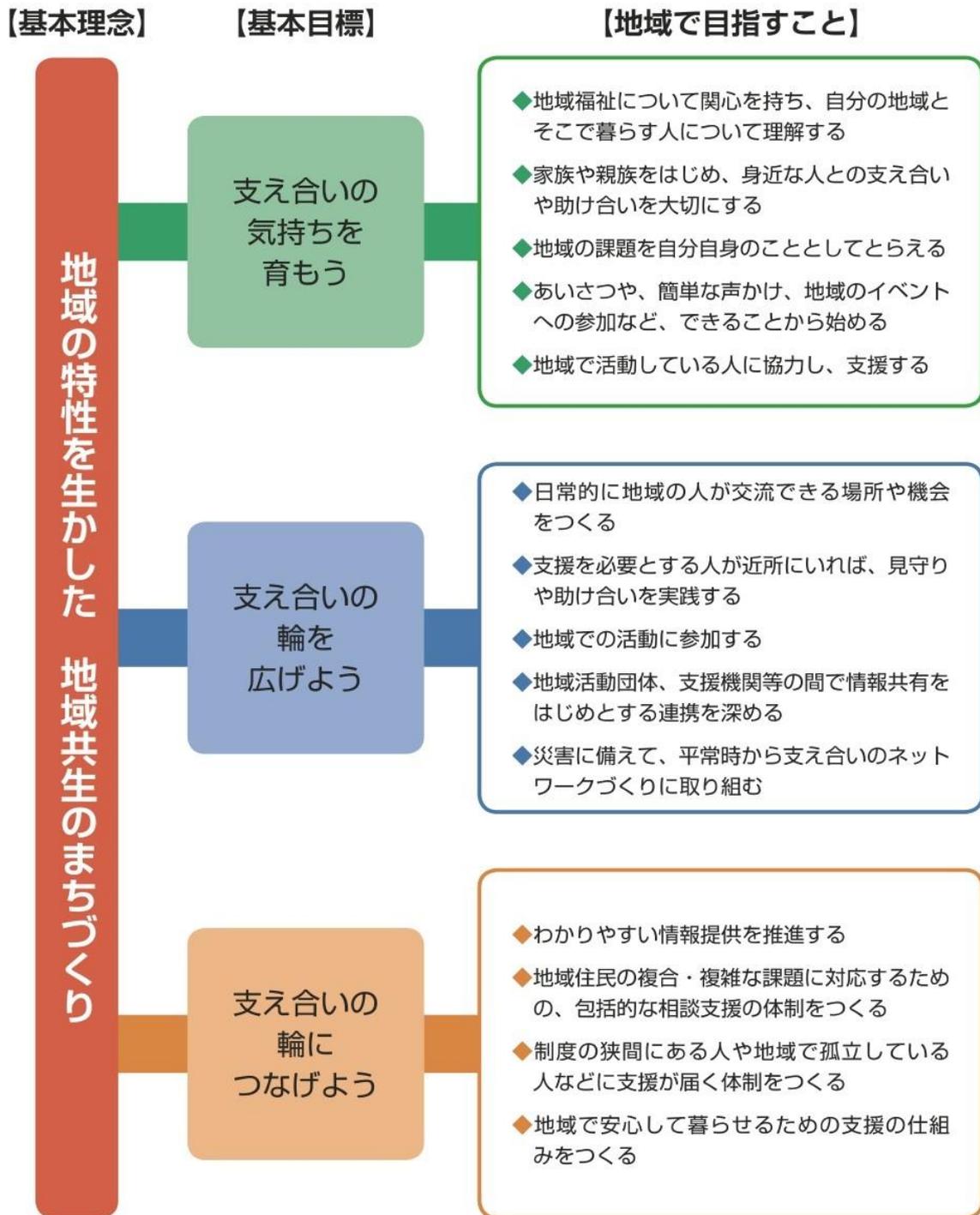
(3) 基本理念

地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり

(4) 基本目標

- ① 支え合いの気持ちを育もう
- ② 支え合いの輪を広げよう
- ③ 支え合いの輪につなげよう

(5) 計画の体系



第3節

「三層構造による地域福祉のネットワーク」づくり

1 拠点整備 [地域福祉推進課]

本市では、平成5(1993)年4月に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を定めて以来、高齢社会対策の一環として地域福祉のネットワークづくりに取り組んできました。

このネットワークは、「三層構造による地域福祉のネットワーク」と呼ばれています。市全体を「地域レベル」「区レベル」「市レベル」の三層に分け、それぞれの連携を図るとともに、地域レベルの基本単位を「小学校区」とし、それぞれのレベルにおいて、以下の拠点施設を整備しました。

地域レベル (小学校)	●市民福祉センター(地域住民の活動拠点) ※平成17(2005)年1月から「市民センター」に改称
区レベル	●保健福祉センター(保健所と福祉事務所の統合) ※平成14(2002)年度にまちづくり推進部となり、平成16(2004)年度に区役所に統合 ●保健・医療・福祉・地域連携推進協議会
市レベル	●保健福祉局(保健局と民生局の統合) ※平成19(2007)年10月に子どもや家庭に関する施策を実施する子ども家庭局を新設 ●総合保健福祉センター(保健福祉センターの専門的・技術的拠点) ●ウェルとばた(主に民間の地域福祉活動の拠点)

また、「地域レベル」においては、「市民福祉センター(平成17(2005)年1月から「市民センター」に改称)」を拠点として住民主体の地域づくりを行う「まちづくり協議会」を小学校区単位を基本に設置を促進してきました。「区レベル」では、高齢者を中心に安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを推進する「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」を設置しました。このように、活動の拠点となる施設を整備するだけでなく、同時に「まちづくり協議会」や「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」などの人的組織を立ち上げることで、市全体に地域福祉のネットワークを構築してきました。

この方法は“北九州方式”と言われ、先駆的な取り組みとして全国的にも注目されました。平成27(2015)年度からは、各区役所に地域支援コーディネーターを配置し、地域の支え合いの充実・強化に向けて、多様な関係者への働きかけを行い、地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいます。

2 市民センター [市民文化スポーツ局 地域振興課]

市民センターは、「保健福祉活動」、「生涯学習活動」、「コミュニティ活動」、「リサイクル活動」、「防犯・防災活動」等の住民活動の拠点として、小学校区単位を基本に整備しています。

◆整備状況(令和5(2023)年4月現在)

市民センター 130館、市民サブセンター 6館

(1) 管理・運営体制

市民センターの管理総括は、センター館長(市が配置)が行いますが、日常的な施設の維持管理等業務の一部は、「まちづくり協議会」等に委託しています。まちづくり協議会は、校(地)区社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員など地域のさまざまな団体等から構成されており、小学校区単位を基本とした地域における住民の自主的活動を進めています。

(2) 市民センターでの主な活動内容

保健福祉活動	妊産婦・乳幼児なんでも相談、各種検診、料理教室、育児サークル、ボランティア育成講座、ふれあい昼食交流会、地域交流型デイサービスの開催等
生涯学習活動	スポーツ・教養などの各種講座、人権教育、青少年関連事業等、生き生き子ども講座、クラブ事業、文化祭の開催等
コミュニティ活動	地域の各団体やグループ、ボランティア団体の会合、敬老会などの地域事業の開催等
リサイクル活動	古紙回収（回収量に応じて奨励金交付有り）、紙パック・トレーの分別回収等
防犯・防災活動	校（地）区における防災訓練、防災ネットワークづくり、啓発事業等

3 総合保健福祉センター「アシスト 21」 [感染症医療対策課]

総合保健福祉センターは、保健福祉を推進するための技術拠点として各種専門機関が設置されており、区役所や民間団体等に対する支援を行っています。また、同センターには、医師会や歯科医師会等が入居しており、これらの団体との連携を図りながら、保健・医療・福祉分野における各種事業の円滑な展開や地域のネットワークづくりなどに取り組んでいます（平成 11(1999)年 10 月開設）。

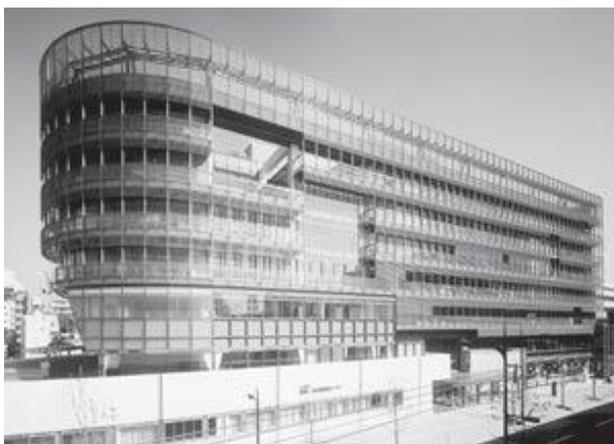
(1) 施設の概要

所在地：小倉北区馬借一丁目 7-1

階数：地上 8 階（8 階は電気機械室）、地下 1 階

(2) 総合保健福祉センター入居施設 ※太字は市の施設

7 階	(公社) 北九州市医師会	
6 階	(公社) 北九州市歯科医師会、(特活) 北九州診療放射線技師会、 (一社) 北九州市食品衛生協会、難病相談支援センター	
5 階	精神保健福祉センター・いのちとこころの支援センター	
4 階		介護保険課認定審査係
3 階	地域リハビリテーション推進課	認知症支援・介護予防センター
2 階	講堂	小倉北ふれあい保育所
1 階	夜間・休日急患センター	福祉用具プラザ北九州
地下 1 階	地下駐車場 ●駐車可能台数 64 台（うち 8 台は身障者専用）（有料） ●利用時間 7:00~23:00	



◀総合保健福祉センター

4 ウェルとばた 〔地域福祉推進課〕

市民福祉の向上と福祉活動の活性化を図るため、主に民間の福祉活動の拠点として、北九州市社会福祉ボランティア大学校などの研修機能や、社会福祉に関する情報の収集・提供、相談、世代間交流を促進する機能等を持つ「ウェルとばた」をJR戸畑駅南口に平成14(2002)年10月に開設しました。

(1) 施設の概要

所在地：戸畑区汐井町1-6

階数：12階

(2) ウェルとばた入居施設（令和5(2023)年4月1日時点）

12階	テナントなど		
11階	テナント		
10階	テナント		
9階	テナントなど		
8階	(社福)北九州市社会福祉協議会、高齢者就業支援センター、社会福祉研修所など		
7階	消費生活センター、東部障害者福祉会館など		
6階	東部障害者福祉会館		
5階	子ども総合センター、少年サポートセンターなど		
4階	中ホール (300席)	子ども総合センター、母子・父子福祉センター	
3階		ボランティア・市民活動センター、成年後見センター、ボランティア大学校、テナントなど	交流プラザ 大ホール (800席)
2階	多目的ホール、障害者しごとサポートセンター	テナント、総合案内など	
ペDESTリアンデッキ			
1階	駐輪場、駐車場		



▲ウェルとばた

5 各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」〔地域福祉推進課〕

本市では、地域社会全体で地域の様々な問題を解決し、ささえあいとふれあいにあふれたまちづくりを推進するため、医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関ほか）、地域団体（自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員協議会、小・中学校 PTA、食生活改善推進員協議会、健康づくり推進員の会ほか）、福祉関係団体（社会福祉協議会、社会福祉関係団体ほか）、行政など（警察、消防、区役所ほか）など、地域の生活を支える様々な団体によって構成される「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」（以下「区推進協議会」という）が各区にあります。

区推進協議会では、構成団体が連携して各区の特性を活かした活動を展開し、保健・医療・福祉・地域が一体となって“地域のネットワーク”づくりに取り組んでいます。

(1) 各区の推進協議会（令和5(2023)年4月1日現在）

	名 称	愛 称	構成団体数
門司区 (H5.10.26)	門司区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会	しあわせネット門司	28 団体
小倉北区 (H5.9.29)	小倉北区すこやかライフ推進協議会	—	30 団体
小倉南区 (H5.10.25)	小倉南区保健・医療・福祉・地域連携システム推進協議会	ほっとステーション小倉南推進協議会	34 団体
若松区 (H5.7.28)	若松区保健・医療・福祉・教育・地域連携推進協議会	若松あんしんネットワーク	31 団体
八幡東区 (H4.9.25)	八幡東区いきいき 21 推進協議会	—	38 団体
八幡西区 (H5.10.15)	八幡西区ささえあいネットワーク推進協議会	—	28 団体
戸畑区 (H5.10.27)	戸畑区地域福祉推進協議会	とばたすこやかネットワーク	21 団体

※（ ）内は設置年月日

(2) 区推進協議会の主な活動

① 部会の開催、実務者による自主的勉強会「地域ケア研究会」等の実施

保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政関係者らが参加して、「在宅介護」「認知症対策」「介護保険」「子育て支援」「高齢者虐待防止」「市民主体の健康づくり」など、様々な課題に対する解決策を検討するため、各区で課題別の部会（高齢者、健康・生きがいづくり、地域、子育て支援等）を設置し、部会会議や実務者勉強会を通して関係者間のネットワークの充実・強化に努めています。

② 啓発のためのイベント実施

健康づくりや、地域課題に対する地域住民の意識を高めるため、各区で特色あるイベントを実施しています。

③ 健康づくり・健康増進

健康まつり（生活習慣病健診、講演会）の開催、健康運動実技指導、あるき ing（子どもから高齢者までが参加したウォーキング）など

④ 各種講演会

ものわすれ予防、子育て支援など

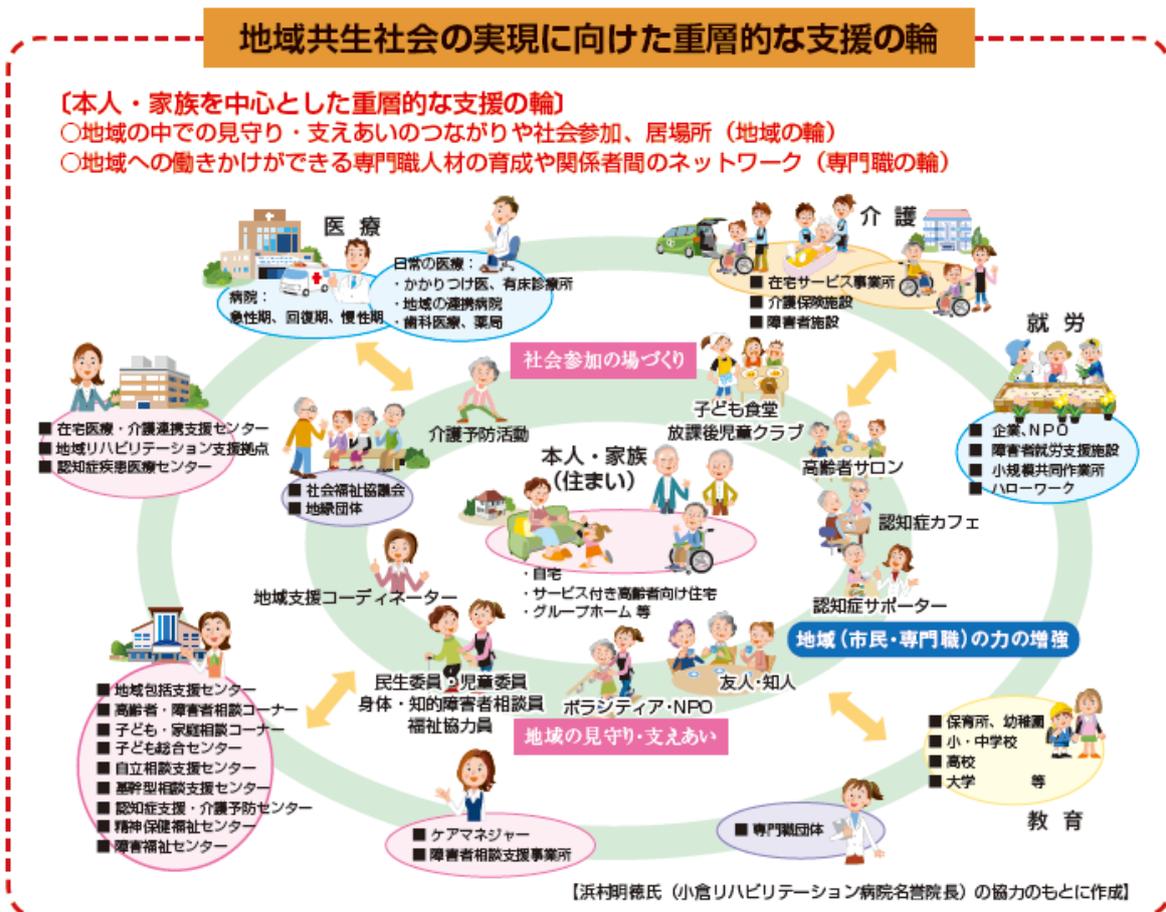
6 今後の方向性 [地域福祉推進課]

これまでの「三層構造の地域福祉のネットワーク」の取組みによって、

- ・市内のほとんどの小学校区において、市民活動の拠点となる施設が設置され、また活動主体となる「まちづくり協議会」や「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」などが組織されていること
 - ・保健福祉における技術的な指導拠点となる「総合保健福祉センター」や、市民活動・人材育成の拠点施設となる「ウェルとばた」などが整備され、市民に定着していること
- など、地域福祉を推進するための基盤の整備を進めてきました。

さらに、地域福祉のネットワークを充実・強化していく上では、「まちづくり協議会」や「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」といった既存の組織の活動のさらなる活性化に引き続き取り組む必要があるほか、向う三軒両隣や班、組、町内会といった小学校区より身近で小規模な地域における見守りや、地域を限定しない友人・知人といったつながりなど、これまでの「三層」に収まらない地域の範囲を想定する必要性も高まっています。

そこで、今後は、これまでの三層構造という枠組みのみを強調するのではなく、これまでに整備されてきた拠点や人的な基盤を活かし、地域の特性や活動の状況に応じて柔軟に対応することによって、地域の様々な課題によりきめ細かく応じていけるよう、地域住民や関係団体とのネットワークの充実を図っていきます。



第4節 地域福祉ネットワーク

1 いのちをつなぐネットワーク事業 【地域福祉推進課】

「いのちをつなぐネットワーク」とは、住民と行政の力を結集し、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、高齢者のみならず、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取組みです。

本市では、孤立死（孤独死）などの問題を受け、地域における支え合い機能に弱まりが見られる中で、行政がコーディネーター役となり、自助・共助との協働の仕組みを改めて確立するために、平成 20（2008）年度から事業を開始しました。

「いのちをつなぐネットワーク事業」においては、「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）」と「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）」の2つを目的として取組みを進めています。

（1）いのちをつなぐネットワーク担当係長

各区に配置したいのちをつなぐネットワーク担当係長が、支援を必要とする市民の情報収集・発見、実態把握、情報提供等を通じた担当部門へのつなぎ、地域住民・組織、関係機関からなる見守りチームの立ち上げ支援などを行います。

◆地域会合への参加回数

会 合	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員児童委員協議会	627回	606回	948回
自治会	13回	10回	23回
校区（地区）社会福祉協議会	241回	200回	290回
その他（推進協、医師会など）	11回	19回	44回
合 計	892回	835回	1305回

◆相談件数

相談者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本人	562件	193件	125件
家族・親族	51件	73件	57件
民生委員・福祉協力員	135件	156件	175件
近隣住民	39件	58件	62件
行政	124件	127件	119件
その他（民間企業ほか）	62件	101件	50件
合 計	973件	708件	588件

◆相談者の年齢

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
～39歳	157人	70人	51人
40歳～64歳	374人	205人	174人
65歳～74歳	177人	168人	149人
75歳～	243人	257人	290人
不明	71人	22人	17人
合計	1,022人	722人	681人

※相談者1件で対象者が複数の場合がある為、「相談件数」とは数字が異なる。

◆相談内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
低所得	661件	297件	211件
高齢者	65件	140件	118件
子ども	15件	13件	12件
障害のある人	36件	47件	30件
健康・医療	65件	76件	58件
その他	318件	399件	323件
合計	1,160件	972件	752件

※相談者1名で複数の内容がある場合あり。

(2) いのちをつなぐネットワーク協力会員

地域全体で見守る仕組みとして、市民と接する機会のある民間企業や団体とネットワークを築いています。

◆会員登録数の推移（企業・団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見守り部会	82	81	82
買い物支援部会	25	26	27
見守り・買い物部会重複	6	6	6
合計	101	101	103

2 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、民生委員法などに基づく民間の奉仕者で、都道府県知事（政令指定都市や中核市の市長）の推薦により、厚生労働大臣から委嘱され、関係行政機関に対する協力業務のほか、一人暮らし高齢者等への援護活動・心配事の相談活動など住民の立場に立った相談援助活動を行っています。

令和5（2023）年4月現在、北九州市内には区域を担当する委員1,327人と児童の問題を専門に担当する委員（主任児童委員）266人の合わせて1,593人の委員が地域社会の問題の解決のためのさまざまな活動を行っています。

◆民生委員・児童委員の活動状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
内容別相談・指導件数	在宅福祉	1,650件	1,894件	1,853件
	介護保険	1,533件	1,626件	1,882件
	健康・保健医療	4,406件	4,958件	4,632件
	子育て・母子保健	781件	944件	1,052件
	子どもの地域生活	4,332件	4,406件	3,985件
	子どもの教育・学校生活	1,607件	1,533件	1,749件
	生活費	1,495件	1,136件	1,114件
	年金・保険	571件	859件	920件
	仕事	394件	434件	324件
	家族関係	1,969件	2,605件	2,803件
	住居	1,649件	1,734件	1,529件
	生活環境	3,337件	3,294件	3,493件
	日常的な支援	13,536件	15,022件	16,495件
	その他	18,135件	19,110件	19,181件
	小計	55,395件	59,555件	61,012件
その他の活動件数		125,291件	137,359件	159,257件
総件数		180,686件	196,914件	220,269件
活動日数		178,183日	185,339日	194,101日
訪問回数		247,840回	267,347回	284,641回

3 ふれあいネットワーク活動推進事業（社会福祉協議会） 【地域福祉推進課】

社会福祉協議会の自主事業である「ふれあいネットワーク活動」は、校（地）区社会福祉協議会を中心に、「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つのしくみをつくり、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるように住民同士で支え合う活動です。この活動はおおむね小学校区を基本単位とした、すべての校（地）区社会福祉協議会（155地区）が取り組んでいます。

（1）「見守り」のしくみ

一人暮らしの高齢者など支援を必要とする人に対し、定期的に訪問を行う「福祉協力員」を50～100世帯に一人配置しています。福祉協力員は、生活上で困った問題などをいち早く発見して、ニーズ対応チーム（下記）へのつなぎ、民生委員・児童委員、区社協、区役所など関係機関への連絡を行うほか、問題解決のために役立つ福祉情報の提供なども行っています。

【福祉協力員数（令和5（2023）年3月末現在）】6,450人

◆支援対象世帯ごとの見守り件数

対象者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者世帯	128,280件	127,721件	125,258件
障害のある人の世帯	3,563件	3,465件	3,436件
子育て中の世帯	2,312件	2,279件	2,181件
その他の世帯	2,107件	2,347件	1,969件
合計	136,262件	135,812件	132,844件

(2)「助け合い」のしくみ

福祉協力員などが要支援者への訪問活動の中で発見した日常生活上の問題のうち、地域住民で対応できる範囲の手助けをするため、地域のボランティア班である「ニーズ対応チーム」をつくっています。

【活動例】話し相手、ゴミ出し、買い物、庭の草取り、布団干し

【ニーズ対応チーム人数（令和5(2023)年3月末現在）】6,874人（福祉協力員を含む）

◆「ニーズ対応チーム」の活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
活動件数	603,869件	614,417件	655,875件

(3)「話し合い」のしくみ

福祉協力員が発見した問題や、ニーズ対応チームの活動について、問題解決の方法や役割分担について話し合うため、各校（地）区社協で連絡調整会議を開催しています。会議には、民生委員・児童委員や、市・区社協職員、保健師、いのちをつなぐネットワーク担当係長、地域包括支援センター職員等の区役所職員、社会福祉施設、関係機関・団体の担当者も参加しています。

(4)「地域共生社会実現のための活動」の取組み

校（地）区社会福祉協議会では、「見守り」「助け合い」「話し合い」の基本的な取組みに加え、地域それぞれの課題に応じた発展的な取組みとして、「地域共生社会実現のための活動」に取り組んでいます。

◆実施校（地）区社会福祉協議会数（令和5(2023)年3月末現在）

小地域福祉活動計画の策定	サロンの新設	ウェルクラブ活動	小地域福祉活動計画の推進
62	25	33	40

4 災害対策への取組み

(1) 避難行動要支援者避難支援事業 【危機管理室 危機管理課】

本市では自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害のある方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進しています。また、令和4(2022)年度より、避難行動要支援者の状況等を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画作成の推進をしています。

【事業の対象者】

「身体的要件」のいずれかに該当し、かつ、「地理的要件」に定める区域に居住している方のうち「除外要件」に該当しない方について、地域への個人情報の提供に同意を得た方を避難支援事業の対象者として名簿に登録することとしています。

なお、名簿に掲載されていない方であっても、民生委員などからの情報により避難の支援が必要な方がいれば、自治会（市民防災会）で話し合っって名簿に追加することもできます。

【身体的要件】

①要介護認定者

- ・要介護3以上の方
- ・その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している方以外の方

②身体障害者手帳交付者

- ・身体障害者手帳1・2級交付者
- ・身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある方

③療育手帳A交付者

④精神障害者保健福祉手帳1級交付者

⑤その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な方

【地理的要件】

①北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域

②土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

③北九州市水防計画により指定された浸水想定区域（計画規模降雨による区域）

④津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域

【除外要件】

①マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方

②自力避難が可能である方（自助が可能）

③健常者が同居しており、常に避難支援を受けられる方（自助が可能）

④医療機関又は施設等に入所している方

（2）福祉避難所の設置 【地域福祉推進課】

福祉避難所とは、国の取組指針では、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所と定義されており、バリアフリー化されている既存施設の活用が示されています。

本市では、（公社）北九州高齢者福祉事業協会等の協力を得ながら、福祉施設等と設置協定を締結し、施設の共有スペース（ホール・会議室等）を一時的に提供していただくことで、福祉避難所の設置を進めています。

◆福祉避難所（令和5（2023）年4月1日現在）

施設数：84 施設（老人福祉施設、介護老人保健施設及び障害者支援施設（入所））

受入れ可能人数：814 名（うち付添人数 407 名）

1 国の動き

(1) 孤独・孤立対策推進法

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6(2024)年4月から施行されます。

① 基本理念

- 1 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- 2 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- 3 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

② 基本的施策

- 1 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 2 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 3 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- 4 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- 5 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 6 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 7 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

(2) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、令和3(2021)年に引き続き2回目の孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が実施されました。

調査は、令和4(2022)年12月から令和5(2023)年1月にかけて行われ、調査の対象は、全国の満16歳以上の個人を対象に、住民基本台帳から無作為に抽出した20,000人に対して、オンライン又は郵送での回答を求め、11,218人(56.1%)から回答を得ました。

調査事項は、孤独感や孤独感の期間、これまでに経験したライフイベントなど孤独に関する事項、家族や友人たちとのコミュニケーション手段や頻度、社会活動への参加状況などの孤立に関する事項、外出頻度や外出目的などの関連事項、配偶者の有無や就業状態などの属性事項でした。

孤独感が「しばしばある・常にある」と答えた人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%であった一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%でした。前回調査と比較すると、「決してない」の割合が縮小し、「時々ある」、「たまにある」及び「ほとんどない」の割合が拡大していました。

年齢階級別の割合では、「しばしばある・常にある」は「30歳代」が最も高く7.2%、最も低いのは「80歳以上」で2.3%でした。

男女別にみると、男性は「50歳代」が最も高く7.3%、女性は「30歳代」で7.9%でした。最も低いのは、男性が「80歳以上」で1.9%、女性は「70歳代」で2.0%でした。

(3) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業

孤独・孤立に関する多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に、国は令和4(2022)年2月に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置しました。

孤独・孤立の問題に社会全体で向き合い、多様な悩みを抱える方々に手を差し伸べるため、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、NPO等支援組織、孤独・孤立対策に関心が高い地方公共団体などと連携を進め、分科会や現場課題ワークショップなどを通じて、孤独・孤立対策に関する現状把握を行い、課題の解決に向けた論点整理や方策を検討しています。

2 北九州市孤独・孤立対策等連携協議会

民間団体、行政等の各支援者が、他の支援者と連携しながら支援が届けられるよう、日頃から支援者同士の顔が見える関係をつくり、官民が連携しながら支援をつなげていくため、市内で孤独・孤立に関する支援を行っているNPO法人等15団体で構成する「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を立ち上げました。

令和4(2022)年2月に開催した第1回協議会では、団体間での支援を繋げていく方策、団体間での情報共有や情報発信、各団体の支援者の人材育成、など活動を行っていく上での具体的な団体間での連携について意見交換を行いました。

第1回協議会での意見交換を踏まえ、これまで、参加団体の活動紹介冊子を作成したり、参加団体の支援事例発表、ケーススタディの実施など、団体間の相互理解を深め、連携を推進するための活動を行いました。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、協議会の事務局を参加団体が担うことや、協議会の参加団体数を拡大することなども検討します。

国に先駆けて設置した「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を継続的・発展的に維持し、一層の連携強化を図っていくため、国の取組と連動し、支援の質の向上や支援の輪の拡大につながる取組み、孤独・孤立問題に対する情報発信などを行っていきます。

3 お悩みハンドブック北九州市版の配信

お悩みハンドブックは、一人ひとりの悩みに合わせた支援を利用しやすくするサービスです。スマートフォン・ウェブから質問に答えていくだけで、自分にあった様々な公的な支援を調べることができます。

病気や困窮、家庭内の暴力といった個人での対処が難しい困難に直面したときに利用できる様々な支援制度がありますが、これらの制度は、担当する役所・部署がばらばらであったり、複雑な申請が必要であったりして、実際に困難に直面したときに使いこなすことが難しいとの指摘があります。

そこで、ウェブ上で、あてはまる悩みにチェックをつけるだけで、その軽減や解決に役立つ支援制度、相談窓口、情報提供サイトなどの役立つ解決手段をかんたんに集めることができるシステムの利用を開始しました。

案内される情報は、お金、仕事、住まい、病気・障害、子育て、介護といったベーシックなものから、家庭内の暴力やいじめ、学び直しなどの領域まで200種類以上あり、幅広い悩みに対応していま

す。相談者にとっても、予め相談内容について整理することができるため、窓口での事情説明の負担感の軽減につながったり、気軽に誰にも知られずに、利用可能な制度の把握や相談先を知ることができ、支援にたどり着くまでの負担感を減らすことが期待されます。

また、各種相談窓口においても、相談サービスの質の平準化や相談窓口での相談者のたらい回しの回避につながります。

4 重層的支援体制整備事業

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っています。

重層的支援体制整備事業では、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、課題が複雑化・複合化しており、従来の属性別の支援体制では対応が困難な場合に対応するため、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、包括的な相談体制を構築する「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

さらに、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化します。

これにより地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものです。

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和5(2023)年度には門司区、八幡東区、令和6(2024)年度には門司区、八幡東区、八幡西区、戸畑区で移行準備事業を実施する予定です。

第6節

ボランティア・地域福祉活動の促進 [地域福祉推進課]

1 社会福祉ボランティア大学校

地域福祉活動を担う人材の育成や資質向上を図るため、北九州市社会福祉ボランティア大学校では、カリキュラムの充実に努め、各種研修を行っています。

- ① 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成
 - ・まちづくりセミナー
 - ・ふくしのまちづくり講座
 - ・新たな社会問題に対応する講座
 - ・市民講演会
- ② テーマ型ボランティア・市民活動者の人材育成
 - ・福祉有償運送運転協力者研修
 - ・障害への理解を深め、はじめようボランティア入門講座
 - ・災害ボランティア養成講座
 - ・ボランティアグループ運営研修
- ③ 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の人材育成
 - ・現任福祉協力員研修
 - ・地域福祉活動専門研修
 - ・地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」
 - ・まちづくりゼミナール
 - ・校（地）区社会福祉協議会 新任役員研修
- ④ 企業等におけるボランティア・市民活動者の人材育成
 - ・企業の社会貢献活動セミナー
 - ・社会福祉法人の社会貢献活動セミナー
- ⑤ ボランティア・市民活動支援者の育成
 - ・ボランティアコーディネート研修

◆社会福祉ボランティア大学校研修実施状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
新たなボランティア・市民活動の担い手の養成	17回	978人	17回	916人	15回	828人
テーマ型ボランティア・市民活動者の育成	10回	283人	10回	217人	10回	249人
小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成	22回	826人	11回	598人	11回	738人
企業におけるボランティア・市民活動者の養成	2回	49人	2回	33人	2回	27人
ボランティア・市民活動支援者の育成	2回	38人	2回	17人	1回	11人
合計	53回	2,174人	42回	1,781人	39回	1,853人

2 ボランティア・市民活動センター

市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修・啓発に取り組んでいます。また、ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの方が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、北九州市社会福祉協議会と各区の社会福祉協議会事務所に開設しています。

(1) 活動内容

- ・ ボランティア・市民活動の啓発・普及
- ・ ボランティア・市民活動者の養成・研修
- ・ ボランティア・市民活動のコーディネート
- ・ ボランティア・市民活動についての調査・研究
- ・ ボランティア・市民活動に関する相談・援助
- ・ ボランティア連絡協議会の運営・活動（区のみ）

◆ボランティア登録状況（ボランティア活動保険加入者数）の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団体数	616 団体	537 団体	583 団体
会員数	19,497 人	17,075 人	18,320 人

◆ボランティア・市民活動センターへの相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア希望	481 件	287 件	217 件
ボランティア依頼	325 件	308 件	357 件
会議室・機材貸出	766 件	1,250 件	1,238 件
保険・保険請求	2,103 件	2,242 件	2,958 件
送迎申込・相談	13,535 件	16,583 件	27,507 件
腕自慢おまかせサービス	162 件	181 件	302 件
収集・リサイクル	830 件	998 件	1,031 件
体験学習・養成講座	333 件	388 件	378 件
ボラ連業務	613 件	605 件	599 件
介護支援ボランティア	435 件	435 件	557 件
その他	2,037 件	1,812 件	1,561 件
合計	21,620 件	25,089 件	36,705 件

(2) シルバーひまわりサービス（在宅虚弱高齢者送迎サービス）

在宅で外出が困難な虚弱高齢者の医療機関への通院、買い物、その他の日常の活動を支援するため、労働団体である連合福岡北九州地域協議会の協力を得て、組合員や市職員をはじめとする市民が幅広く参加したボランティアによる送迎サービスを実施しています。

【対象者】65歳以上の在宅高齢者（要支援1～要介護2）で、

他の交通手段の利用が困難な方。

※ご利用にあたっては、会員登録が必要です。



◆ボランティア及び会員登録数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア登録数	889 人	878 人	901 人
利用会員登録者数	580 人	627 人	747 人

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通院など	1,348件	1,772件	2,874件
買物・食事	604件	836件	1,398件
理容・入浴	46件	66件	101件
福祉施設利用	14件	11件	15件
その他	257件	399件	618件
合計	2,269件	3,084件	5,006件

(3) 腕自慢おまかせサービス

企業や市民のボランティアグループが中心となって、高齢者世帯などに出向き、簡単な大工仕事や力仕事を行っています。

【対象者】高齢者世帯（65歳以上）、障害者世帯（年齢制限はありません）

【サービス内容】家具の移動、網戸の張り替え、包丁研ぎ、電球交換など

◆腕自慢おまかせサービス登録ボランティア数

ボランティアグループ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本製鉄八幡「ハートフルスチールの会」	199人	200人	199人
ジョブサポートセンター八幡（八幡東区）	—	—	9人
エンゼル（門司区のみ）	19人	19人	—
個人ボランティア	48人	61人	67人
合計	266人	280人	275人

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用状況	9件	25件	44件

3 北九州市地域福祉振興事業（旧：北九州市地域福祉振興基金事業）

地域福祉振興協会では、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された「地域福祉振興基金（ひまわり基金）」の運用収益を利用して、高齢者等の家事援助などの、さまざまなボランティア団体に助成を行い、市内のボランティア活動の活発化を推進してきました。

本基金は、令和3（2021）年4月をもって「SDGs 未来基金」へ統合されましたが、地域福祉活動の振興は、SDGs 未来都市計画の「市民参加型の活動による生活の質の向上」などの取組とも合致するため、今後も地域福祉振興協会において、助成事業等を実施していきます。

北九州市内における地域福祉活動の振興を図るために、市民の皆様のボランティア活動や生きがいづくりに役立つ以下のような事業に助成を行っています。

【助成対象】

- ・ボランティア活動の育成と振興を推進する事業
- ・住民参加型による在宅福祉活動を推進する事業

- ・地域福祉の向上に資する事業
- ・民間社会福祉事業施設に勤務する職員の研修、福利厚生等の事業
- ・高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業

◆助成実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
基金現在高（年度末現在）		1,802,527 千円	0 千円	0 千円
助成事業	ボランティア活動の基盤整備	486 千円 (1 件)	436 千円 (1 件)	500 千円 (1 件)
	その他の地域福祉活動	7,431 千円 (17 件)	5,167 千円 (16 件)	5,343 千円 (15 件)
	高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業	1,842 千円 (2 件)	1,601 千円 (2 件)	2,604 千円 (2 件)
	合 計	9,779 千円 (20 件)	7,223 千円 (19 件)	8,447 千円 (18 件)

注：1 () は件数。

2 助成事業は北九州市地域福祉振興協会及び北九州市社会福祉協議会で実施。

3 北九州市地域福祉振興基金は、北九州市 SDGs 未来基金に統合のため廃止（令和3(2021)年3月31日）。